

第1回 向日市障害者計画策定委員会 議事録

- ・日時：平成21年1月26日(月)午後2時から午後4時
 - ・場所：向日市役所3階 大会議室
 - ・出席者：(委員) 山本委員長、大塚委員、森川委員、増田委員、加藤委員、濱田委員
中村委員、嶋田委員、八木委員、岡庭委員、能塚委員、片野委員、野田委員
檜谷委員
(事務局) 藤井健康福祉部次長、中村障害高齢福祉課長、西村障害高齢福祉課主幹、
浦元障害福祉係長、今井障害福祉係担当係長
 - ・傍聴者：5名
 - ・議事：
(1) 第2期向日市障害福祉計画の素案について
-

議事(要約)

1. 開会あいさつ
2. 部長あいさつ
3. 委員長・副委員長選出、あいさつ

【委員長】

本市の障害者福祉計画ですが、何分、この自立支援法は問題含みでして、与党は改正案、野党は廃止案ということで、政局にかかってきています。ひょっとして今年の後半になると全然違うことになるかも知れません。これは政権交代ということですけど。これがどうなるのか読めない状態でして、この計画は非常に重要な計画ですので、皆さまのご意見をいただきながら、進行させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは最初にこの会議の公開でして、まず事務局より公開についてご説明をいただきたいと思っています。

【事務局】

～会議の公開に関する説明～

【委員長】

ありがとうございました。

要綱が決まっていますので、この会議は公開が原則とさせていただきます。

それでは傍聴希望者がおりますので、事務局、手続きをお願いいたします。

～傍聴者入室～

【委員長】

傍聴について説明させていただきます。

～傍聴の心得の説明～

ルールでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

本日は素案の説明になります。行政計画について、特に福祉では高齢者の介護保険、障害者の障害福祉計画、次世代育成計画、地域福祉計画とありまして、4大自治体行政計画で、これは住民参加型になっておりまして、皆さんはある種代表ということで参加いただいております。住民参加型で行政と一緒にすることになりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それと私個人の見解ですが、先ほど自立支援法について説明させていただきました。自立支援法は法律でして、国の制度で、かつて措置制度のときは障害関係では家族の方の介護が前面的に出ていて、それで足りないところを行政で支援させていただくという形。それからちょっと性格が変わりまして、サービスを利用させていただくような形になりましたが、財政上問題がありまして、行政の執行上問題が出てくるということになりました。財源については財務省の了解を得ながら、障害の範囲を広げて、障害福祉は行政の責任のもとで行うという形で、ステップは進んでいるように見えますが、皆様ご存知のとおり、障害がある方の適正負担率は数パーセントと言われているところを財務省の意向で1割となり、現場が紛糾しました。それから報酬の支払いをめぐるましても、ご苦労なさっておることも承知しています。これは一重に法律という性格、国が作ったもので、向日市の実施となると現場の悩みがなおさら深い状態で、向日市のスタッフの数とか、行財政能力というのが問われますので、財政状況が厳しい中でのご苦労もございまして、施設・在宅関係の事業者様におかれましては、この法律のあり方、規定などによりさらにご苦労なされていることと思います。これは国と京都府と向日市と福祉実践現場と利用者のすみわけを念頭に置きつつ、議論いただければと思っております。

それでは、計画の素案を説明いただきますが、このページ数が多いのか、少ないのか、一重にはいえませんが、ご苦労なさって作られたものだと思います。

まずは第1章、第2章のご説明をいただきたいと思っております。

【事務局】

～第1章、第2章の説明～

【委員長】

ありがとうございました。
何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

私の子どもはあらぐさにお世話になっています。ここでもう少し考えてほしいのが、まず基本的な考え方にも関わってきますが、12ページの短期入所。サービス量が大幅に下回っているという評価がありますが、短期入所できる施設はこの辺ではひまわり園だけで少なく、重度の子どもですの
でなかなか受け入れが難しいということで、前は契約をしても調整がつかないということで断られた
ことがあります。受け入れてもらえないということです。単にサービス量を下回っているという
ことではなく、受け入れの事業所が少ないということ、希望も多いと聞いていますので、評価を深
めていかないと。短期入所、デイサービスについても向日市が緊急一時の補助事業をなくしました
ので、その分ひまわり園に集中すると。例えば、通所している事業所等で緊急一時で見てもらって
いた部分はかなりフォローができていた。昼間、慣れた人に見てもらっていてなんとかしのいでい
たという中で、希望が殺到している中で、みんなのニーズを満たせてないという矛盾もあるかと思
いますけども、そういうところも掘り下げてほしい。もっとなぜなのかというところを深め
てほしい。

それから13ページの居住系サービスについても「新規の開設がなかった」ということですが
も、事業所が立ち上げられないのはなぜか。厳しい状況の中で、どうするのか。深めてほしいと思
います。

【委員長】

難しい問題ですね。

【事務局】

今の特定した話でなくて、一般的な話としまして、今おっしゃられたニーズを市町村で受け止め
るのは難しい中で、大きな課題につきましては自立支援協議会で、乙訓の中で共通の課題として問
題提起をして、そこで検討し、それを持ち帰って市町村でサービス提供につなげるというような。
自立支援協議会を課題の検討の場としています。今、就業のことやヘルパーが足りないことなどを
自立支援協議会で検討して、それに対してどう取り組んでいくのか、そういった自立支援協議会を
十分に活用して、課題に取り組んでいくこととしています。今おっしゃられた短期入所とかについ
て掘り下げについては、現実的に私たちも思っているところではありますが、なかなかそれ以外の
ところでもサービス提供できる施設があるのではとか、そういうこともありますので、こういう書
き方しかできなかつた。もう少し今いただいた意見を検討しまして、十分納得していただけるかわ
かりませんが、もう少し分析をしていきたいと思います。

【委員長】

計画のイロハになりますが、計画値というのは設定していただいて、これは手品のように出てく
るものではなく、過去の実績から判断せざるを得ませんので。実績から「おそらくこうだろう」と
いうのは予測の世界ですので、超えたり、超えなかつたりをここは検討する場でございますが、計

画値をこのように設定したとなれば、その意味合いも重いですし、実際に当該年度において利用はこのように終わったとなればこれは現実の数字ですので、特に2章ですが、計画値と実績がこうなったというのは客観的な記載になりますので、それはそうかなと思っています。個人的な見解ですが。だったらそれでいいのかではなく、利用に結びつかない、深刻な問題というご指摘ですので、それは別途後ろに持ってくるか、利用に結びつかないとしてもない阻害要因があるというのを別途起こしたほうがいいのかと思いますけど、いかがでしょうか。実績は現実の世界で、変える事はできませんので、このような記載で説明していただくというのがこの計画の世界の話でございます。なぜかというのは別途設けさせていただくということで。

【委員】

伝えたかったのは計画値がありました、実績がありました、減りましたというのに抵抗があるということです。

【委員長】

計画の世界でのイロハでして。別途設けますので。計画と実績の比較ということで一定まとめる必要がありますので。他の委員さんもこのような形でよろしいでしょうか。ここができないと先に進みませんので。違和感があるというのは、計画行政ですので、感情の問題でなく、データから現実を結びつけるというのは別途ということによろしいでしょうか。認識の共有が大事ですので。

他にご質問はございませんか。

【委員】

基本的な質問ですが、実績で3月実績というのは、その年度の3月だけをピックアップをしているのでしょうか。平均でしょうか。

【事務局】

3月利用分を実績としてあげています。いろんな計画がありまして、年間の平均で行く場合と、3月利用分を上げる場合があるのですが、これまでの報告が3月利用分で京都府に報告をしておりますので、3月分を掲載しています。

【委員】

8月とかは夏休みで、移動支援とか日中一時支援は子どもはよく使うのですが、3月とかと上下するのでしょうか。

【事務局】

実績は月によりまして、かなり差がありまして、(8月だけでなく)3月も多い月かも知れません。ですから3月だけで捉えるというのは抵抗がありました。本当は年間の平均を捉えたほうがいいのかも知れませんが、国が都道府県に照会をかけるのが3月ベース、京都府から市町村への照会も3月ベースになっていまして、日本全体の考え方をあわせるということにしたほうが分かり易いと思います。これは行政の見方も知れませんが、おっしゃるように月によって変動するサービス

もあれば、年間通じて変わらないサービスもあると思います。しかしサービスによって捉え方をバラバラにすると分かりにくい計画になりますので、その辺を危惧して3月の実績で捉えました。

【委員長】

他はいかがでしょうか。

それでは、第3章、第4章の説明をお願いいたします。

【事務局】

～第3章、第4章の説明～

【委員長】

ありがとうございました。後段は見込量です。

ご質問、ご意見をお願いいたします。

【委員】

34ページの「重度訪問介護の利用者が増えにくい」というのはなぜでしょうか。それと行動援護ですが、一人25時間計算になるのですが、一人に二人つくという計算なのか、本人の利用時間で倍になるのか。それと36ページの自立訓練で、実績で体制もないということで、23年に出ているのですが、その具体的な見込みは。実際には2人くらい琵琶湖学園とか花ノ木に通っている人がいるのですが。突如、23年で増えますので、その辺の対策というか、考え方をお聞きしたのですが。

【事務局】

34ページの行動援護につきましては、これまで1期計画を立てるにあたり、新卒者を1人見込んで、25時間を係数としていましたので、それを引き継いでいます。今言われました二人体制というのについては私も勉強不足ですので、勉強させていただきます。

36ページの機能訓練ですが、本来なら0人ということで見込むつもりでしたが、何が起こるか分からないというところで。さほどの根拠のある数字ではありません。今のご意見をいただいて、逆に0人のほうがよかったのかなと感じたところです。一定、そのような人が出るかも知れないという見込みで上げさせていただいています。

【委員】

補足させていただいてもいいですか。私が言うのもおかしいのですが。

34ページの重度訪問介護ですが、今現在、身体障害者の福祉ホームに行っているのが結構あります。それはあくまでも経過措置になっているわけで、ケアホーム本体の運営費と重度訪問介護の報酬とダブルでもらっていて。これがいつまで続くかわからない。来年は続くのですが、次の年はなくなるかも知れないということで、そこの伸びが抑えられていると考えてもらって結構です。

それと機能訓練ですが、これはあくまでも管内でなくて、例えば入所施設がありますが、それが新体系になったときにその施設が機能訓練をやるかも知れない。身体障害者療護施設が転換した際に機能訓練をやるかも知れないということだと思いますけどね。

機能訓練は身体障害者施設がやるべき事業ですので、そういったものを見込んだと私は思ったのですが。

【委員】

昔、社協から派遣ということで、巡回でやってもらったようなものかなと思ったのですが。

【委員】

ひとつの事業者で最低人数の制限がありますよね。6人とか10人とか。それに該当しないので障害福祉サービスではないと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

見込みの数字の根拠というのは、ただ何もなくてでなく、予備的に設けるのか、今後の実績か、アンケートの結果か、たくさんある選択肢の中で選ばれていますので、わかりにくいところがあれば列挙していただいでですね。3月にもう一度委員会がありますし、とりあえず質問を上げていただいでますでしょうか。

【委員】

3年間の数値目標が示されていますが、この目標の設定に当たって、まず前年度の実績がありますよね。これが参考になると。同時に気になるのが、現在の自立支援法ですが、3年の見直しがあったらいいわけ、平成21年4月から新しくなりますが、障害者施設の現場の中で懸案事項があって、最大が応益負担の問題。具体的な問題で言えば、施設利用料の1割負担の問題、日割りの問題、それから3年間の時限措置がなくなった場合など、非常に懸案事項が多い。その辺をどう認識されて見込まれたのかがよくわからない。教えていただかないと、これがいいのかの判断ができない。

【委員長】

根本問題でして、これはどうさせていただきますでしょうか。

自立支援法は現行法でして、国から市町村が策定の責任を持って、策定した中で枠がございます。それ以外の想定については別の計画になりますので、現行の自立支援法を最大限尊重して作らないと。向日市だけ別の計画をつくるわけにはいきませんので、今回は暫定的に作らせていただくと。では暫定に意味があるのかというと、障害をお持ちの方は今日・明日の生活ですので、暫定であれ計画は絶対に作らなければならないのと、計画値に伴うサービスを調達・確保しなければならないという精神は生きていますので。大本が変わった段階でまた厚生労働省から指示がありまして、マイナーチェンジかメジャーチェンジか知りませんが、問題は障害をお持ちの方、ご家族の生活保障については、なんとしてもこの計画を作らなければなりませんけど。現在、不確実な要素がすごく多いのですが、そうは言っても今日・明日の現実問題としては皆さんと一緒に作らざるを得ないと思うのですが、今あるもので作らないといけないかなと。

【委員】

追加資料2がありますね、これで社会保障審議会の報告の概要ですが。これはほぼ方向性が出ているということでよろしいのでしょうか。

【委員長】

それはわかりません。

【事務局】

先般、課長会議がありまして、こういった社会保障審議会の部会でいろんな課題が見つかって、提言を受けて国のほうが方策を立てていくと。その中でも生活支援対策、これまでの作業所への、23年度までの体系移行が遅れていて、それをどうするか。それに対して特別対策支援が行われて、20年度までのものが一部延長されます。23年度までというのは国が言っています。具体的にはこれから示されてくるかと思うのですが、23年度までに移行しなければならないのですが、それに対して国から補助が出る、それに乗って体系移行が進む。計画を立てるにあたって、不透明な中ではありますが、そういった支援を受けて速やかに体系移行されるだろうということなどを含めて数値を出させていただいています。まだまだ、社会保障審議会の意見を受けて国がどのように判断されるかはわかりませんし、すべてがその通りになるとは思えません。この程度でしか発言できません。

【委員】

現行に基づいての素案かなと。今後3年間で厚生労働省がどういつてくるかわかりませんが、暫定といったら言葉は悪いですが、とりあえず作らないとね。

【委員長】

向日市だけ作らないというわけにはいきませんからね。よくわからない状態でよく作れるなという意見だと思いますが、実は私もそう思っています。介護保険はこんな世界です。介護報酬が決まらないうちに計画を作らせて、2006年度の3月以降に介護報酬を下げました。それによっていろんな問題が出てきました。厚生労働省というのはこういうスタイルなんですね。市は作らないとどうしようもない。市は市民に対する責任がありますし。

問題は、時間が過ぎてまして、見込量の根拠は何なのかということ、国の言っているフォーマット形式の中で拾うのでなく、向日市だとか、私とか、あの方だとか、この辺が洩れ落ちていきますけどどうしますかというのが市民の手作り計画になりますので、その辺のご意見をいただきたいと。

私の不手際で時間が過ぎていきますので、ひとつは事務局に宿題ということで次回個別の質問について、算定方法だとか、重要な指摘を増田委員からいただいていますので、次回までにこれを調べてほしいということの意見をいただけたらと思うのですが。

【事務局】

先ほど委員からいただいた自立訓練についてですが、前計画でも23年度で2名を計上していました。これの根拠としましては身体障害者の入所施設に2名いるということで想定しています。

先ほどは混乱しておりまして、見込まれる値といいましたが、実際想定される2名を計上したところ です。

【委員長】

委員、お願いいたします。

【委員】

数値の根拠は次回ということ。でもどうしても矛盾を感じるのは、例えば移動支援事業であれば月16時間までとか、日中一時は10時間までと上限が設けられている中で、実際に説明の中で、一人あたり5時間までになっているとか、移動支援も6時間だと思いますが、支給量に対しての実際の計画している数値はその上限に満たないという矛盾についてどうなのかなど。説明できるようにしてほしいと思います。具体的な確保のための方策があまり盛り込まれていないこととか、少なくとも事業所を確保していくとか、その辺の内容を盛り込んでほしいなと思います。

【委員】

うちも子どもが5年生ですが、児童デイに行っていて、前は週に2回受けられたのが要望される子どもさんが多くて週に1回になるとか、ポニーさんになると療育とかを小さいときから受けさせたいから月1回になってしまうとかの話を聞いたりしています。うちはひまわり園さんに移動支援とか居宅介護をお願いしに行ったのですが、今子どもさんが多いということで受けつけできないということで待機になっています。他の方に聞くと男の子の場合は中学生になると男のヘルパーがつかないといけないということで特に男の子はなかなか使えないと聞きますので、そういうこともわかってもらって。人数はこう見込んでもらってもいいんですが実際使いたくても契約さえしてもらえないという状況をわかってほしいと思います。

【委員長】

本日の責任はすべて私にありまして、予定を過ぎてしまったことは私の不手際です。皆様のご予定もあるかと思しますので。しかも第5章も大事なところですが、ひとつの救いは3月にもあるということで。本日は説明ということで、議論を深めるのは次回ということにさせていただいてもよろしいでしょうか。

今のご質問も含めて、回答には時間と労力がかかりますので、大変申しわけございませんが文書の形で事務局にお渡しいただけますでしょうか。それに対して次回、回答していただくと。そして検討し、最終案に持っていくということでよろしいでしょうか。今日は説明いただいたと。次回は回答をいただくということで。

では、委員の皆さまは意見を提出していただけますか。

【事務局】

ある程度、期限を切らせていただいてもよろしいでしょうか。また、内容については回答できるようにさせていただきます。

【委員長】

メール、お手紙、最悪口頭でも結構です。
第5章はどうでしょうか。

【事務局】

次回で結構です。

【委員長】

では次回ということで。
今度は時間管理させていただきます。
本日はありがとうございました。事務局、お願いいたします。

【事務局】

～スケジュール、パブリックコメントの説明～

【委員長】

本日はありがとうございました。